

手話言語法(仮称)の早期制定を求める意見書

手話は、音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使って日本語を表現する独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う聴覚障害者にとっては、耳の聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切にされてきた。しかし、ろう学校では手話の使用が禁止されるなど、社会において手話が広く普及されてこなかった歴史がある。

平成18年12月に国際連合総会において採択された「障害者の権利に関する条約」では、「手話は言語である」ことが明記されている。国は、同条約の批准に向けた国内法の整備を進め、平成23年8月に改正された「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」においては、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と規定された。また、同法第22条では、国及び地方公共団体に対し、情報の利用におけるバリアフリー化等を義務付けているものである。

以上を踏まえ、本区議会は国及び政府に対し、下記の事項を強く要望するものである。

記

- 1 手話で学び、手話が自由に使え、手話を言語として普及・研究することができる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を早期に制定すること。
- 2 手話が音声言語と対等な言語であることを、国民に広く周知・啓発していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年11月21日

品川区議会議長 石田 秀 男

衆議院議長 様
参議院議長 山崎 正 昭 様
内閣総理大臣 安倍 晋 三 様
文部科学大臣 下 村 博 文 様
厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 様

固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

内閣府による平成26年10月公表の月例経済報告において、「景気は、このところ弱さがみられるが、緩やかな回復基調が続いている」とされたものの、区内の小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に加え、駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなどから、依然として深刻な状況にある。

こうした中、東京都が実施している「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置」及び「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置」は、厳しい経営環境にある小規模事業者にとっても、事業の継続や経営の健全化への大きな支えとなっている。

東京都がこれらの軽減措置を廃止すれば、小規模事業者の経済的・心理的負担は極めて大きく、回復基調にある景気に与える影響が強く危惧される。

よって、品川区議会は東京都に対し、下記の事項について強く要望するものである。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を平成27年度以降も継続すること
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を平成27年度以降も継続すること
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を平成27年度以降も継続すること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年11月21日

品川区議会議長 石田 秀 男

東京都知事 舛 添 要 一 様

地方税財源の拡充に関する意見書

住民福祉の増進等に責任を負う地方自治体においては、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、地方税財源の拡充を図る必要がある。

しかし、国は、平成26年度税制改正において、地方法人特別税・地方法人特別譲与税を廃止しないだけでなく、地方の貴重な自主財源である法人住民税の国税化を新たに導入し、消費税率の10パーセントへの引上げ時には、法人住民税の国税化をさらに進めるとした。こうした措置は、地方税財源の拡充につながらず、地方の自立そのものを妨げ、地方分権の流れに逆行するものである。併せて、来年度からは法人実効税率の引下げが予定されており、地方財政への影響が強く懸念されている。

品川区には、切迫する首都直下地震への対策をはじめ、急激に押し寄せる高齢化への対応や保育所待機児童の解消、高度成長期に全国に先駆けて建設された公共施設の維持・更新、産業振興対策など、大都市特有の膨大な財政需要が存在しており、税収の多さのみに着目して、財政的に富裕であると断ずることは適当でない。

地方自治体が責任を持って充実した行政サービスを提供していくためには、需要に見合う財源の確保が不可欠であり、限られた地方税財源の中での財源調整では、地方財政が抱える巨額の財源不足という問題の根本的な解決を図ることはできない。

よって、品川区議会は、国会及び政府に対し、法人実効税率の引下げを行う場合には、国の責任において確実な代替財源を確保するなど、全ての地方自治体の歳入に影響を及ぼさないよう万全の対応を行うとともに、地方税の根本原則をゆがめる地方法人特別税・地方法人特別譲与税および法人住民税の国税化を直ちに撤廃して地方税として復元し、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年11月21日

品川区議会議長 石田 秀 男

衆議院議長 様
参議院議長 山崎 正 昭 様
内閣総理大臣 安倍 晋 三 様
総務大臣 高 市 早 苗 様
財務大臣 麻 生 太 郎 様

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

国内における患者数が合計約350万人以上とされるウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼっている。特に、肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を自己負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している実情がある。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、現在の制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘が見受けられる。

平成23年12月の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。肝硬変・肝がん患者は、毎年約4万人の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は喫緊の課題であるが、国において、新たな具体的措置は何ら講じられていない。

以上を踏まえ、本区議会は国及び政府に対し、下記の事項を強く要望するものである。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による障害認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年11月21日

品川区議会議長 石田 秀 男

衆議院議長 様
参議院議長 山崎 正 昭 様
内閣総理大臣 安倍 晋 三 様
厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 様